

全労金2017春季生活闘争ニュース・第33号

《合意速報No.17》

九州労組が金庫との団体交渉で、基本合意を表明しました！

九州労組は、3月29日午前9時から、金庫と「団体交渉」を開催し、基本合意を表明しました。要求と回答は以下の通りです。

	要 求 (金庫)				回 答 (金庫)			
	正職員	準職員	パートナ-職員	アシスタント職員	正職員	準職員	パートナ-職員	アシスタント職員
安定雇用	—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)			—	(無期転換権は実現) (登用制度は実現)		
最低賃金	時間額950円、日額6,970円、 月額146,300円への引き上げ				要求通り			
基本賃金	—	人事賃金制度協議 により解決を図る	月額3,500円 の引き上げ		—	—	月額3,500円 の引き上げ	
一時金	4.3	3.5	3.0		4.3	3.1	2.4	
昨年実績	4.2	3.0	2.3					
雇用環境	—	(私傷病欠勤・ 休職制度は正 職員と同様)		私傷病欠勤・休職制度	私傷病：要求通り			
		ジョブリターン制度の確立			ジョブリターン：継続協議			
単組独自要求	—	—	年間一時金の算定期間を 正職員と同様		年間一時金の算定期間：要求通り			
		積立休暇制度の新設			積立休暇の新設：要求通り			

団体交渉において、金庫からは、「この1年間のすべての職員の奮闘に感謝する。また、各営業店においては、2016年度の一歩の課題である計数計画について、預金・融資、基盤拡大、フレッシューズ、収益ポイントが3月末において九州全体で達成見込みとなっている。交渉の中では、要求内容に加えて、金庫の将来を見据えた議論ができたことは心強かった。要求書の内容については、現在、収益改善計画を実行している金庫の状況を踏まえながら、年間一時金や雇用形態間の格差是正について、現時点での最善の判断をした。」等の見解が表明されました。

中野闘争委員長は、「今春季生活闘争では、最後の局面において、準職員、パートナ-・アシスタント職員の一時金について0.1ヶ月上積みの判断が示された。今後も、さらなる公正処遇の実現とあわせて、継続協議となった『ジョブリターン制度』の新設に向け、積極的な協議をお願いします。3月10日に『第22回臨時大会』を開催し、手当の見直しに関して少くない代議員から反対が示された。この反対には手当の見直しだけで

なく、この間の要員政策や職場での労働実態に対する不満の表れでもあると捉えている。私たちは、労働運動、労働者自主福祉運動の担い手として、共生・共助の社会の実現をめざしている。金庫も立場は違えど同様の考えであると認識するが、まずは、労使が同じ思いを持ち、共生・共助の九州労働金庫をつくりあげていかなければならない。そのためには、互いを認め合い、それぞれの立場で、相手のことを考えること、金庫は職員のことを思い、職員も金庫の思いに応える、そうした揺るぎない労使関係や信頼関係の構築が必要である」等を表明しました。

単組は、①要求項目について、全般的に前向きな見解が示されたこと、②ジョブリターン制度について、制度導入を否定せず、2017年9月を目途に制度概要を取りまとめる考えが示されたこと、③嘱託等労働者の年間一時金について、職員と同様に奮闘している状況を加味し、当初の回答姿勢（前年度実績）から、職員と同率の0.1ヵ月の上積みが見られたこと、等から基本合意を判断しました。

*合意単組：14単組（3月29日15時40分現在）

中央・長野・沖縄・東海(金庫)・東海(関連)・中国・新潟・北海道・北陸
近畿(金庫)・近畿(関連)・セントラル・四国・静岡・東北(金庫)・東北(関連)
九州(金庫)

以 上